

「運行管理者資格者証」の返納命令発令基準通達の改正について

平成19年5月

適正化事業課

この度、国土交通省から運行管理制度の徹底を図るため、貨物自動車運送事業法にかかる通達「運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」が一部改正され、本年7月1日より施行されますので、お知らせ致します。

本改正は、昨年2月の「監査の強化」、10月の「運輸安全マネジメントの導入」、そして、本年4月の「運行管理体制の徹底」への取組の関連で改正されたものです。

(主な改正の概要)

1. 運行管理者資格者証の返納命令発令基準関係

自動車運送事業者は、営業所毎に車両数に応じて国家資格を有する運行管理者を選任することが義務付けられています。これまで運行管理者に係る違反が一定以上であり、かつ、運転者に対する適切な指導及び監督を怠り悪質違反が行われた場合等には運行管理者資格者証の返納命令が発令されていましたが、資格者として特に不適切と認められる次の場合にあっては直ちに返納命令が発令されることとなりました。

- (1) 事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、最高速度違反行為又は過積載運行（貨物関係）を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していた場合
- (2) 資格者が事業用自動車により、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げを行った場合
- (3) 運行管理者に選任されている資格者が、運転者に対する点呼を全く実施していない状態が認められる場合
- (4) 資格者が運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

資格者とは、運行管理者試験に合格するか又は一定の要件を満足し、運行管理者資格者証の交付を受けている者を指します。

2. 輸送の安全確保命令の発動基準関係

運行管理者又は整備管理者が選任されない状態は輸送の安全確保の観点から妥当でないことから、次の場合には輸送の安全確保命令が発令されることとなりました。

- (1) 運行管理者について、選任すべき数を満たしていない場合又は運行管理者資格者証の返納を命ずることにより選任すべき数を満たさなくなる場合
- (2) 整備管理者について、選任されていない場合又は整備管理者の解任を命ずることにより備管理者が存在しなくなる場合

なお、輸送の安全確保命令に従わない場合は、再度輸送の安全確保命令が発出され、再度従わなかった場合は、許可の取消処分が行われます。

3. 行政処分等の基準

- (1) 省令改正に伴う処分基準の見直しを行います。
- (2) 車両の点検整備のより確実な実施及び不正改造車の排除をより一層推進するため、日常点検及び定期点検が未実施の場合並びに整備不良及び不正改造等の場合の処分基準を強化します。

新	旧
<p>一部改正 自 貨 第 1 0 4 号 自 環 第 2 4 5 号 平成 8 年 1 1 月 1 日 国 自 総 第 4 2 6 号 国 自 貨 第 9 8 号 平成 1 4 年 1 月 1 7 日 一部改正 国 自 総 第 3 9 6 号 国 自 貨 第 1 0 6 号 平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日 一部改正 <u>国 自 総 第 4 9 号</u> <u>国 自 貨 第 1 3 号</u> <u>平成 1 9 年 5 月 1 日</u></p>	<p>一部改正 自 貨 第 1 0 4 号 自 環 第 2 4 5 号 平成 8 年 1 1 月 1 日 国 自 総 第 4 2 6 号 国 自 貨 第 9 8 号 平成 1 4 年 1 月 1 7 日 一部改正 国 自 総 第 3 9 6 号 国 自 貨 第 1 0 6 号 平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日</p>
<p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p>	<p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p>
<p>自 動 車 交 通 局 長</p>	<p>自 動 車 交 通 局 長</p>
<p>貨 物 自 動 車 運 送 事 業 法 に 基 づ く 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 命 令 発 令 基 準 等 に つ い て</p>	<p>貨 物 自 動 車 運 送 事 業 法 に 基 づ く 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 命 令 発 令 基 準 等 に つ い て</p>
<p>貨 物 自 動 車 運 送 事 業 法 ( 平 成 元 年 法 律 第 8 3 号 。 以 下 「 法 」 と い う 。 ) に 基 づ く 貨 物 自 動 車 運 送 事 業 ( 貨 物 軽 自 動 車 運 送 事 業 を 除 く 。 ) の 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 交 付 を 受 け た 者 ( 以 下 「 資 格 者 」 と い う 。 ) の 法 第 1 8 条 第 2 項 及 び 法 第 2 2 条 第 1 項 の 規 定 に 係 る 違 反 ( 以 下 「 運 行 の 安 全 確 保 に 関 す る 違 反 」 と い う 。 ) に つ い て 、 法 第 2 0 条 の 規 定 に 基 づ く 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 等 の 行 政 処 分 等 ( 以 下 「 処 分 等 」 と い う 。 ) を 行 う 場 合 は 、 今 後 こ の 基 準 に よ り 処 分 等 を 行 う こ と と さ れ たい。</p>	<p>貨 物 自 動 車 運 送 事 業 法 ( 平 成 元 年 法 律 第 8 3 号 。 以 下 「 法 」 と い う 。 ) に 基 づ く 貨 物 自 動 車 運 送 事 業 ( 貨 物 軽 自 動 車 運 送 事 業 を 除 く 。 ) の 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 交 付 を 受 け た 者 ( 以 下 「 資 格 者 」 と い う 。 ) の 法 第 1 8 条 第 2 項 及 び 法 第 2 2 条 第 1 項 の 規 定 に 係 る 違 反 ( 以 下 「 運 行 の 安 全 確 保 に 関 す る 違 反 」 と い う 。 ) に つ い て 、 法 第 2 0 条 の 規 定 に 基 づ く 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 等 の 行 政 処 分 等 ( 以 下 「 処 分 等 」 と い う 。 ) を 行 う 場 合 は 、 今 後 こ の 基 準 に よ り 処 分 等 を 行 う こ と と さ れ たい。 <u>な お 、 本 基 準 に よ り 処 分 等 の 実 施 は 、 平 成 1 7 年 2 月 1 日 以 降 に 違 反 事 実 を 確 認 し た も の か ら 適 用 す る も の と す る。</u></p>
<p>1 通 則 ( 1 ) 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 命 令 の 発 令 基 準 等 に つ い て は 、 「 貨 物 自 動 車 運 送 事 業 者 に 対 す る 行 政 処 分 等 の 基 準 に つ い て 」 ( 平 成 1 6 年 6 月 3 0 日 付 け 、 国 自 総 第 1 1 9 号 、 国 自 貨 第 2 8 号 、 国 自 整 第 3 6 号 ) ( 以 下 「 行 政 処 分 等 の 基 準 」 と い う 。 ) に よ り 行 政 処 分 等 を 行 う 場 合 に 適 用 す る も の と す る。</p>	<p>1 通 則 ( 1 ) 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 命 令 の 発 令 基 準 等 に つ い て は 、 「 貨 物 自 動 車 運 送 事 業 者 に 対 す る 行 政 処 分 等 の 基 準 に つ い て 」 ( 平 成 1 6 年 6 月 3 0 日 付 け 、 国 自 総 第 1 1 9 号 、 国 自 貨 第 2 8 号 、 国 自 整 第 3 6 号 ) ( 以 下 「 行 政 処 分 等 の 基 準 」 と い う 。 ) に よ り 行 政 処 分 等 を 行 う 場 合 に 適 用 す る も の と す る。</p>

- (2) 行政処分は、資格者の運行管理者資格者証の返納とする。  
なお、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、軽微なものから順に、口頭注意、勧告、警告とし、行政処分と合わせたものを「処分等」という。
- (3) 処分等は、2及び3により行うものとする。  
なお、2(2)の処分日車数については、運行の安全確保に関する違反及び同一の資格者の運行の安全確保に関する再違反(本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について更に運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認され、処分等を受けた場合をいう。)について、原則として、それぞれ、行政処分等の基準による初回違反及び再違反に対する処分日車数を適用するものとする。
- (4) 運行の安全確保に関する再々違反以上の累違反については、運行の安全確保に関する違反の態様に従い運行の安全確保に関する再違反の場合における処分日車数の適用は、より重い処分日車等を適用することができるものとする。

## 2 運行管理者資格者証の返納命令処分

(1) 資格者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

(ア) 事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運送又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知があった場合

(イ) 資格者が事業用自動車により、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げを行った場合

(ウ) 運行管理者に選任されている資格者が、運転者に対する点呼を全く実施していない状態が認められる場合(運行管理者を複数選任している場合にあっては、選任されている全ての資格者が点呼を全く実施していない場合に限る。)

(エ) 資格者が運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

(2) 行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する処分日車数の総和が80日車以上であり、かつ、次のいずれかに該当することとなった場合には、運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

(ア) 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第1号から第3号まで、第5号及び第7号に規定する事故(明らかに第一当事者と推定される事故に限る。)を惹起し、多数の死傷者を生じた場合その他社会的影響度の大きい事故の場合

- (2) 行政処分は、資格者の運行管理者資格者証の返納とする。  
なお、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、軽微なものから順に、口頭注意、勧告、警告とし、行政処分と合わせたものを「処分等」という。
- (3) 処分等は、行政処分等の基準による当該運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する処分日車数の総和に応じて行うものとし、当該処分日車数については、運行の安全確保に関する違反及び同一の資格者の運行の安全確保に関する再違反(本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について更に運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認され、処分等を受けた場合をいう。)について、原則として、それぞれ、行政処分等の基準による違反及び再違反に対する処分日車数を適用するものとする。
- (4) 運行の安全確保に関する再々違反以上の累違反については、運行の安全確保に関する違反の態様に従い運行の安全確保に関する再違反の場合における処分日車数の適用は、より重い処分日車等を適用することができるものとする。

## 2 運行管理者資格者証の返納命令処分

(1) 1により算出される処分日車数の総和が80日車以上であり、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなった場合に、運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

(ア) 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第1号から第3号まで、第5号及び第7号に規定する事故(明らかに第一当事者と推定される事故に限る。)を惹起し、多数の死傷者を生じた場合その他社会的影響度の大きい事故の場合

(イ) 過労運転、過積載運送又は最高速度違反行為が繰り返し行われていた場合((1)(ア)の場合を除く。)

(ウ) 運転者に対する適切な指導及び監督を怠り又は十分な点呼を実施していなかった為、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げが行われていた場合((1)(ア)又は(イ)の場合を除く。)

(エ) 運行管理者に選任されている資格者が、運転者に対する点呼を実施している機会が少なく、補助者に任せている状態が認められる場合

(3) 複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分は、統括運行管理者に対して行うものとする。ただし、当該事案について責任を有する運行管理者(以下「責任運行管理者」という。)が明確である場合は、責任運行管理者に対して返納を命ずるものとする。

(4) 運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第19条第2項第1号の規定に基づき、処分の日から2年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

### 3 資格者の警告等

(1) 行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する処分日車数の総和が80日車未満であって、2(2)の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、警告等を行うものとする。

(2) 2(3)ただし書により責任運行管理者に対して返納を命ずる場合にあっては、統括運行管理者に対して警告を行うものとする。

附 則(平成19年5月1日付け国自総第49号、国自貨第13号)

1 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。

2 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

(イ) 過労運転若しくは過積載運送が計画的又は恒常的に繰り返し行われていた場合

(ウ) 無免許運転又は大型自動車等無資格運転となる者を運転者として乗務させていた場合

(エ) 乗務を開始しようとする運転者に対し点呼を怠り又は十分な点呼が行われていなかった為、酒酔い状態、酒気帯び状態又は薬物の影響のある状態の運転者を乗務させていた場合

(オ) 運転者に対する適切な指導及び監督を怠り、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、ひき逃げ又は恒常的に速度違反が行われていた場合

(カ) 運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

(2) 運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第19条第2項第1号の規定に基づき、処分の日から2年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

### 3 資格者の警告等

2(1)の各号のいずれかに該当する場合は、処分日車数の総和が80日車未満の場合にあっては、警告等を行うものとする。

新	旧
<p>一部改正 自 貨 第 1 0 5 号 自 環 第 2 4 6 号 平成 8 年 1 1 月 1 日 国 自 総 第 4 3 1 号 国 自 貨 第 9 9 号 平成 1 4 年 1 月 1 7 日</p> <p>一部改正 国 自 総 第 3 9 7 号 国 自 貨 第 1 0 7 号 平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日</p> <p><u>一部改正</u> <u>国 自 総 第 5 0 号</u> <u>国 自 貨 第 1 4 号</u> <u>平成 1 9 年 5 月 1 日</u></p> <p>各地方運輸局自動車（第二）部長 殿 各地方運輸局整備部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局貨物課長</p> <p>自動車交通局技術安全部 保安・環境課長</p> <p>貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の 解釈及び運用について</p> <p>貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）の規定に基づく運行管理者資格者証 の返納命令の発令基準については、「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格 者証の返納命令発令基準等について」（平成 8 年 1 1 月 1 日付け自貨第 1 0 4 号、自 環第 2 4 5 号）により通達したところであるが、この通達の解釈及び運用について下 記のとおり示すので、施行に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>記</p> <p>1 前文中「資格者」とは、法に基づく運行管理者資格者証の交付を受けている者で</p>	<p>一部改正 自 貨 第 1 0 5 号 自 環 第 2 4 6 号 平成 8 年 1 1 月 1 日 国 自 総 第 4 3 1 号 国 自 貨 第 9 9 号 平成 1 4 年 1 月 1 7 日</p> <p>一部改正 国 自 総 第 3 9 7 号 国 自 貨 第 1 0 7 号 平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日</p> <p>各地方運輸局自動車（第二）部長 殿 各地方運輸局整備部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局貨物課長</p> <p>自動車交通局技術安全部 保安・環境課長</p> <p>貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の 解釈及び運用について</p> <p>貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）の規定に基づく運行管理者資格者証 の返納命令の発令基準については、「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格 者証の返納命令発令基準等について」（平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日付け国自総第 3 9 6 号、国自貨第 1 0 6 号）により通達したところであるが、この通達の解釈及び運用に ついて下記のとおり示すので、施行に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>記</p> <p>1 前文中「資格者」とは、法に基づく運行管理者資格者証の交付を受けている者で</p>

あって、行政処分等の基準により処分等を行おうとする事業者の運行管理者として選任されているか否かに拘わらず、当該事業者の運行の安全確保業務に従事している者をいうものとする。

なお、当該事業者の運行管理者として選任され、運行の安全確保業務をあたかも行っているかのように装うことについて、承諾している者を含むものとする。

## 2 通則関係

(1) (2)中「勧告、警告」についての取扱いは、警告は勧告より厳しい文章表現とし、例えば再度法令違反を行えば運行管理者資格者証の返納を命ずる等の表現を含むこと。

(2) (3)中「同一の資格者の運行の安全確保に関する再違反」とは、営業所単位をもって処理すること。

(3) (4)の運行の安全確保に関する再々違反以上の累違反に係る処分日車数については、行政処分等の基準により初回違反20日車以上の処分日車数となる事項の場合、再違反の2倍とする。

## 3 運行管理者資格者証の返納命令処分関係

(1) 2(1)(ウ)中「全く実施していない」とは、監査等において調査した結果、病気等による特段の理由が無いにもかかわらず、1月の間において、点呼簿上点呼が実施されていないことが確認できた場合又は点呼簿が作成されておらず、点呼が実施されていることが確認できない場合とする。

(2) 2(2)中「処分日車数の総和」とは、運行の安全確保に関する違反の各事項について、行政処分等の基準による「違反行為」欄のうち、「適用条項」欄及び「事項」欄に照らし、これに対応する「初回違反」欄又は「再違反」

あって、行政処分等の基準により処分等を行おうとする事業者の運行管理者として選任されているか否かに拘わらず、当該事業者の運行の安全確保業務に従事している者をいうものとする。

なお、当該事業者の運行管理者として選任され、運行の安全確保業務をあたかも行っているかのように装うことについて、承諾している者を含むものとする。

2 前文中「平成17年2月1日以降に違反事実を確認した」とは、同日以降の監査等により、又は都道府県公安委員会からの通知等に基づき同日以降に違反事実を確認したことをいう。

## 3 通則関係

(1) (2)中「勧告、警告」についての取扱いは、警告は勧告より厳しい文章表現とし、例えば再度法令違反を行えば運行管理者資格者証の返納を命ずる等の表現を含むこと。

(2) (3)中「同一の資格者の運行の安全確保に関する再違反」とは、営業所単位をもって処理すること。

(3) (3)中「処分日車数の総和」とは、運行の安全確保に関する違反の各事項について、行政処分等の基準による「違反行為」欄のうち、「適用条項」欄及び「事項」欄に照らし、これに対応する「初回違反」欄又は「再違反」欄の処分日車数の総和をいう。また、指導監督違反について、運転者が悪質違反行為（過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、ひき逃げ）を引き起こした場合であって、運送事業者に指導及び監督の義務があるにもかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していなかった場合には40日車（再違反の場合にあっては120日車）を処分日車数に加算する。

なお、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第2号に規定する事故及びこれに準じる事故を引き起こした場合の処分日車数の算定は、輸送の安全確保に関する違反が初回違反の場合、当該違反に係る処分日車数は行政処分等の基準に係わらず初回違反の基準を適用する。

(4) (4)の運行の安全確保に関する再々違反以上の累違反に係る処分日車数については、行政処分等の基準により初回違反20日車以上の処分日車数となる事項の場合、再違反の2倍とする。

## 4 運行管理者資格者証の返納命令処分関係

欄の処分日車数の総和をいう。また、指導監督違反について、運転者が悪質違反行為（過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、ひき逃げ）を引き起こした場合であって、運送事業者に指導及び監督の義務があるにもかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していなかった場合には40日車（再違反の場合にあつては120日車）を処分日車数に加算する。

なお、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第2号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故を引き起こした場合（当該事故の明らかな第一当事者と推定された場合に限る。）の処分日車数の算定は、輸送の安全確保に関する違反が初回違反の場合、当該違反に係る処分日車数は行政処分等の基準に係わらず初回違反の基準を適用する。

(3) 2(2)(ア)中「多数の死傷者」とは、死者及び重軽傷者の合計が10人（軽傷者は0.5人として計算する。）を超える場合とする。

(4) 2(2)(ア)中「その他社会的影響度の大きい事故」とは、ひき逃げ行為又は酒酔い運転、酒気帯び運転若しくは常習的な覚せい剤等の乱用などによる事故を惹起し、かつ、資格者に指導及び監督の義務があるにもかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していなかった場合とする。

(5) 2(2)(イ)中「過労運転、過積載運送又は最高速度違反行為」とは、当該行為を防止するための必要な措置が図られていなかった場合とする。

(6) 2(2)(イ)中「繰り返し」とは、過労運転、過積載運送又は最高速度違反行為が監査等において調査した結果、1割以上の違反の事実を確認した場合とする。

(7) 2(2)(ウ)中「指導及び監督」とは、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第10条第1項及び第2項の規定による指導監督の他、同則第7条第1項及び第3項、第9条の3第1項及び第2項並びに第3項の規定による指示又は指導を含むものとする。

(8) 2(2)(エ)中「機会が少なく」とは、監査等において調査した結果、病気等による特段の理由が無いにもかかわらず、1月の間において、点呼簿上点呼の実施回数が3分の1未満であることが確認できた場合又は一部の点呼簿が存在せず点呼の実施回数が3分の1以上であることが確認できない場合とする。

#### 4 資格者の警告等関係

警告等を行う場合は、次によるものとする。

- (1) 資格者証の返納命令処分に該当しない場合であつて、処分日車数の総和が30日車以上を警告とする。
- (2) 資格者証の返納命令処分に該当しない場合であつて、処分日車数の総和が30日車未満10日車以上を勧告とする。
- (3) 勧告、警告に該当しない場合は口頭注意とする。

(1) (1)(ア)中「多数の死傷者」とは、死者及び重軽傷者の合計が10人（軽傷者は0.5人として計算する。）を超える場合とする。

(2) (1)(ア)中「その他社会的影響度の大きい事故」とは、ひき逃げ行為又は酒酔い運転、酒気帯び運転若しくは常習的な覚せい剤等の乱用などによる事故を惹起し、かつ、資格者に指導及び監督の義務があるにもかかわらず当該違反行為の指導及び監督を明らかに実施していなかった場合とする。

(3) (1)(イ)中「過労運転」とは、過労運転を防止するための必要な措置が図られていなかった場合とする。

(4) (1)(イ)中「計画的」とは、過労運転若しくは過積載運送を前提とした運行計画を策定した場合とする。

(5) (1)(イ)中「恒常的に繰り返し」とは、過労運転若しくは過積載運送の指示若しくはこれらの運送行為が監査等において調査したもののうち、1割以上の違反の事実を確認した場合とする。

(6) (1)(オ)中「指導及び監督」とは、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第10条第1項及び第2項の規定による指導監督の他、同則第7条第1項及び第3項、第9条の3第1項及び第2項並びに第3項の規定による指示又は指導を含むものとする。

#### 5 資格者の警告等関係

警告等を行う場合は、次によるものとする。

- (1) 資格者証の返納命令処分に該当しない場合であつて、処分日車数の総和が30日車以上を警告とする。
- (2) 資格者証の返納命令処分に該当しない場合であつて、処分日車数の総和が30日車未満10日車以上を勧告とする。
- (3) 勧告、警告に該当しない場合は口頭注意とする。

附 則（平成19年5月1日付け国自総第50号、国自貨第14号）

1 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。

2 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

## 「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: right;">国自総第120号 国自貨第29号 平成16年6月30日 一部改正 平成18年9月15日 <u>一部改正 平成19年5月1日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p>貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について</p> <p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第23条に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずべきことの命令を発令する際の基準を下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成15年2月14日付け国自総第462号、国自貨第97号）は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. <u>貨物自動車運送事業法</u>（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第23条に規定する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）は、次のいずれかに該当するこ</p>	<p style="text-align: right;">国自総第120号 国自貨第29号 平成16年6月30日 一部改正 平成18年9月15日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p>貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について</p> <p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第23条に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずべきことの命令を発令する際の基準を下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成15年2月14日付け国自総第462号、国自貨第97号）は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第23条に規定する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）は、次のいずれかに該当するこ</p>

となった場合に発動するものとする。

- (1) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号。以下「行政処分等の基準」という。)5(1)による累積点数(以下単に「累積点数」という。)が20点を超える事業者(当該累積点数の中に輸送の安全確保に係る違反点数がない場合を除く。)であって、累積点数が20点を超えることとなった行政処分の日から3年以内に当該行政処分に係る営業所と同一の地方運輸局又は沖縄総合事務局の管轄区域内の営業所に係る輸送の安全確保に係る違反行為に伴い、死亡事故又は重傷事故を引き起こした場合。
- (2) 安全管理規程の設定及び安全統括管理者の選任義務づけ事業者であって、過去3年以内に法第33条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行った営業所と同一の地方運輸局又は沖縄総合事務局の管轄区域内の営業所において、安全管理規程の遵守を怠り、死亡事故又は重傷事故を惹起した場合。
- (3) 輸送の安全確保に係る違反行為の内容が、法第22条の2に係る違反行為など社会的に影響のある悪質なものであると認められる場合。
- (4) 法第18条の規定に基づく運行管理者が、選任すべき数を満たしていない場合(選任している運行管理者が、1月以上不在となっている場合を含む。)又は法第20条の規定に基づき運行管理者資格者証の返納を命ずることにより選任すべき数を満たさなくなる場合。
- (5) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条の規定に基づく整備管理者が、選任されていない場合又は同法第53条の規定に基づき整備管理者の解任を命ずることにより整備管理者が存在しなくなる場合。
- (6) 行政処分等の基準により、同一の営業所に係る法第17条第2項の違反行為について、3年間に3回以上行政処分を受ける場合。

2. 輸送の安全確保命令は、1(1)~(6)の場合における輸送の安全確保に係る違反行為に対し、行政処分等の基準に基づき、行政処分を実施する場合に併せて行うものとし、その運用に当たっては次のとおり措置するものとする。

- (1) 行政処分等の基準1(6)に準じて、事業者を運輸支局等(運輸監理部並びに地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。)に呼び出し、違反行為の内容に応じて施設又は運転者の指導監督若しくは運行管理の方法の改善その他違反の内容の是正のために必要な措置を示して行うものとし、

となった場合に発動するものとする。

- (1) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号。以下「行政処分等の基準」という。)5(1)による累積点数(以下単に「累積点数」という。)が20点を超える事業者(当該累積点数の中に輸送の安全確保に係る違反点数がない場合を除く。)であって、累積点数が20点を超えることとなった行政処分の日から3年以内に当該行政処分に係る営業所と同一の地方運輸局又は沖縄総合事務局の管轄区域内の営業所に係る輸送の安全確保に係る違反行為に伴い、死亡事故又は重傷事故を引き起こした場合。
- (2) 安全管理規程の設定及び安全統括管理者の選任義務づけ事業者であって、過去3年以内に法第33条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行った営業所と同一の地方運輸局又は沖縄総合事務局の管轄区域内の営業所において、安全管理規程の遵守を怠り、死亡事故又は重傷事故を惹起した場合。
- (3) 輸送の安全確保に係る違反行為の内容が、法第22条の2に係る違反行為など社会的に影響のある悪質なものであると認められる場合。

- (4) 行政処分等の基準により、同一の営業所に係る法第17条第2項の違反行為について、3年間に3回以上行政処分を受ける場合。

2. 輸送の安全確保命令は、1(1)~(4)の場合における輸送の安全確保に係る違反行為に対し、行政処分等の基準に基づき、行政処分を実施場合に併せて行うものとし、その運用に当たっては次のとおり措置するものとする。

- (1) 行政処分等の基準1(6)に準じて、事業者を運輸支局等(運輸監理部並びに地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。)に呼び出し、違反行為の内容に応じて施設又は運転者の指導監督若しくは運行管理の方法の改

その実施状況について、貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第44条第4号の規定による届出の内容として、命令の日から3月（必要な場合にあっては、これより短い期間）以内に報告を行うよう措置する。

- (2) 上記(1)の報告が当該期間までに行われなかった場合には、輸送の安全確保命令違反として取り扱うものとする。
- (3) 上記(2)の命令違反として取り扱う場合には、法第23条に係る違反行為としての行政処分等の基準に基づく行政処分を実施するとともに、併せて再度輸送の安全確保命令を発出するものとし、再度これに従わなかった場合には、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。
- (4) 輸送の安全確保命令を行うときは、「輸送の安全確保命令書」を発出するものとし、当該命令書の様式は、別添「輸送の安全確保命令書の例」を参考として作成するものとする。

#### 附 則

この通達は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成18年9月15日付け国自総第284号、国自貨第78号）

この通達は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年5月1日付け国自総第51号、国自貨第15号、国自整第22号）

1. 改正後の通達は、平成19年7月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成19年6月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分等を行うものとする。

善その他違反の内容の是正のために必要な措置を示して行うものとし、その実施状況について、貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第44条第4号の規定による届出の内容として、命令の日から3月（必要な場合にあっては、これより短い期間）以内に報告を行うよう措置する。

- (2) 上記(1)の報告が当該期間までに行われなかった場合には、輸送の安全確保命令違反として取り扱うものとする。
- (3) 上記(2)の命令違反として取り扱う場合には、法第23条に係る違反行為としての行政処分等の基準に基づく行政処分を実施するとともに、併せて再度輸送の安全確保命令を発出するものとし、再度これに従わなかった場合には、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。
- (4) 輸送の安全確保命令を行うときは、「輸送の安全確保命令書」を発出するものとし、当該命令書の様式は、別添「輸送の安全確保命令書の例」を参考として作成するものとする。

#### 附 則

この通達は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成18年9月15日付け国自総第284号、国自貨第78号）

この通達は、平成18年10月1日から施行する。